

事務連絡
令和2年2月29日

都道府県
各 指定都市 放課後児童健全育成事業担当課 御中
中核市
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後児童クラブの業務に教員が携わる場合の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の解釈について

平素より、子ども・子育て支援の推進にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

今般、小学校、中学校、高等学校等については、現に感染が拡大していない地域においても、感染のリスクを予防する観点から、春休みの前段階として、臨時休業が要請されたところです。

一方で、放課後児童健全育成事業については、共働き家庭など留守家庭の小学生を対象としており、特に小学校低学年の子どもは留守番をすることが困難な場合があると考えられることから、感染の予防に留意した上で、原則として開所していただくようお願いをしたところです（※1）。

こうした中、臨時休校となった場合に学校の教員が放課後児童クラブの業務に携わることは可能である旨、文部科学省より示されたところですが（※2）、放課後児童クラブの業務に教員が携わる場合の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（以下、「設備運営基準」という。）の解釈について、下記のとおり整理いたしました。各位におかれでは、ご了知の上、貴管内各市町村（特別区を含む。）に周知していただきますようお願いいたします。

なお、本事務連絡の内容についてご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせいただくようお願いします。

※1 「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に伴う保育所等の対応について」（令和2年2月27日厚生労働省子ども家庭局子育て支援課ほか連名事務連絡）

※2 「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業に関するQ&Aの送付について（2月28日時点）」（令和2年2月28日文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課 事務連絡）

記

設備運営基準附則第二条では、「この省令の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの間、第十条第三項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成三十二年三月三十一日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。」とされているが、放課後児童クラブの運営に教員が携わる場合、当該教員については、同条に規定する「平成三十二年三月三十一日までに修了することを予定している者に該当するもの」として、放課後児童支援員の要件を満たすものとみなして差し支えない。また、第十条第二項に規定する補助員とともに差し支えない。

【連絡先】

厚生労働省子ども家庭局

子育て支援課 健全育成係

電話：03-5253-1111（内線 4966・4845）

E-mail : clubsenmon@mhlw.go.jp